

10. 実施計画審査書に記載された意見並びにそれらに対する事業者の見解

「堺市環境影響評価条例」（平成 18 年堺市条例第 78 号）第 11 条第 1 項の規定によって述べられた実施計画審査書における意見、及びそれに対する事業者の見解は、表 10-1 に示すとおりである。

表 10-1 実施計画審査書に記載された意見並びにそれらに対する事業者の見解

実施計画審査書に記載された意見	事業者の見解
1. 全般的事項 (1) 準備書においては、2025 年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会での検討内容を基に、より具体的な輸送計画を記載し、当該計画に基づいて予測を行うこと。	2025 年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会では、2022 年 6 月に「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針」を、2022 年 10 月に「同 アクションプラン（初版）」を策定しており、それらに基づく予測を行っています。
(2) 事業計画地の周辺の交通への影響を極力低減するように、工事用車両及び施設利用車両の走行ルート適切に設定し、交通混雑対策についても十分検討すること。	工事用車両及び施設利用車両の走行ルートは、阪神高速と幹線道路を使用し、左折入場・左折退場する等、交通混雑対策に配慮したルートを検討していきます。
(3) パークアンドライドバスの乗降場所が西側の駐車場のみとなる場合は、東側の駐車場への来場者が、安全かつ円滑に西側の駐車場に移動し、パークアンドライドバスに乗降することができるように、適切な動線計画を検討すること。	パークアンドライドバスの乗降場所は、各駐車場から来場者（歩行者）が安全かつ円滑に乗降できるように、西側の第 1 駐車場に 3 箇所、東側の第 2 駐車場に 1 箇所設置する計画としています。
2. 環境配慮の内容 照明施設による生態系への影響が最小限となるよう、環境配慮の内容について適切に検討すること。	施設利用の安全性を確保しつつ、周辺への照射が最小限となる照明の配置や照度、点灯時間及び遮光ルーバー付き照明灯の設置等を検討していきます。
3. 大気質、騒音、振動 予測において、異なる発生源からの影響時期及び影響範囲が重なる場合は、各発生源の複合的な影響についても考慮すること。	建設機械の稼働と工事用車両の走行、施設利用者の場外走行と場内走行等、影響時期や範囲が重なる可能性があるものについては、発生源の複合的な影響についても予測・評価を行っています。
4. 安全（交通） (1) 事業計画地の一部見直しに伴う交通への影響について交差点解析等により検討し、その結果を準備書に記載すること。	施設利用車両の走行ルート上にある主要交差点については、事業計画に基づく施設利用車両の時間別交通量を基に、交差点解析を行い、必要な対策を検討しています。
(2) 車路・歩道等の施設配置計画、周辺道路の交通安全対策について、準備書に可能な限り具体的に記載すること。	パークアンドライドバスの乗降場所や周辺道路の交通安全施設の状況について、事業計画、現地調査により整理を行い、交通安全に係る環境保全措置として、準備書に記載しています。